

## 議題4

# 国土交通省海洋政策懇談会の 取りまとめ

## 国土交通省海洋政策懇談会の設置趣旨について

### 1. 背景

- ・ 野田総理の所信表明において「海洋資源の宝庫と言われる周辺海域の開発など、新しい日本のフロンティアを開拓するための方策を検討する」とされており、政府として海洋政策の推進が求められている。
- ・ 海洋基本法に基づく海洋基本計画は平成 20 年 3 月に策定され、5 年を目途に見直すこととされている。

### 2. 問題認識

- ・ 世界第 6 位の広さと言われる領海及び排他的経済水域を有する我が国においては、広大な管轄海域を基盤とし、海洋の開発、利用、保全等を適切に進めていくことが重要であり、特に、広く海洋関連施策に携わる国土交通省にあっては、その果たすべき役割は大きい。
- ・ 海洋基本計画の見直しという節目を迎えつつある中で、国土交通省の海洋政策の取り組みを再度確認・検証し、今後の施策展開につなげていく必要がある。

### 3. 対応

- ・ 上記を踏まえ、国土交通省が取り組むべき課題及び施策について、海洋に関し知見を有する有識者の方々により幅広くご議論いただく場として、「国土交通省海洋政策懇談会」を設置し、5 年～10 年先を念頭に置いた国土交通省における中長期的な海洋政策の方向性を検討することとする。
- ・ なお、検討成果については、海洋基本計画など政府全体の計画等にも適切に反映していく。

国土交通省海洋政策懇談会 委員名簿

阿比留 勝利	城西国際大学観光学部 教授
有本 香	ジャーナリスト、株式会社ウィンウィン代表取締役
磯部 雅彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授
岩見 隆夫	毎日新聞客員編集委員
浦辺 徹郎	東京大学大学院理学系研究科 教授
奥脇 直也	明治大学法科大学院 教授
(座長) 來生 新	放送大学 副学長
黒田 勝彦	神戸大学 名誉教授
柘植 綾夫	芝浦工業大学 学長
寺島 紘士	海洋政策研究財団 常務理事
道田 豊	東京大学大気海洋研究所 教授
山田 吉彦	東海大学海洋学部 教授

(五十音順 敬称略)

## 国土交通省海洋政策懇談会 開催状況

第1回 平成23年12月19日（月）

- ・国土交通省における海洋政策の取組状況

第2回 平成24年2月1日（水）

- ・有識者委員からの意見発表

第3回 平成24年2月8日（水）

- ・有識者委員からの意見発表

第4回 平成24年3月5日（月）

- ・報告書（素案）の提示

第5回 平成24年3月21日（水）

- ・報告書のとりまとめ

国土交通省海洋政策懇談会 報告書  
- 真の海洋国家を目指して -

平成24年3月  
国土交通省海洋政策懇談会

## 目 次

はじめに .....	1
1. 海洋政策を進める際の基本的な視点 .....	2
2. 国土交通省が取り組む海洋政策の三つの基本的方向性 .....	2
(1) 海洋の活動を促進するための基本的施策の強化 .....	3
(2) フロンティアへの挑戦 .....	6
(3) 経済発展・生活安定の基盤の強化 .....	7
3. 具体的な施策の推進 .....	10
おわりに .....	10
委員名簿 .....	11
(別紙) 今後着実に実施することとしている施策及び実施を検討している施策	

## はじめに

我が国は、海洋に囲まれた6千余りもの島々で構成され、古より海を通じ諸外国と交流し、今日では、エネルギーや資源、食料などの多くを海外に頼りつつ、同時に、我が国の産業は海を超えて活動を展開し、国民の生活を支えている。また、海洋は水産資源をはじめとする様々な資源を我々に与えてきたが、今その可能性は更なるエネルギー資源や鉱物資源へと拡がりを見せ始めている。諸外国における海洋政策の進展も著しい。主要国は、海洋の適切な管理に向けた様々な制度を導入し、海洋の開発・利用・保全に積極的に取り組んでいる。我が国は、このような状況を踏まえつつ、その広大な管轄海域が国家の存立基盤であるとの認識の下、着実に海洋政策を推進し、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図るとともに、海洋と人類の共生に貢献することが求められている。

我が国は、海洋基本法に基づき平成20年3月に策定された海洋基本計画を踏まえ、国際的協調の下、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る「新たな海洋立国」の実現に取り組んできた。同計画は策定後5年後の見直しが予定されているところ、来年度にその時期を迎えることとなる。

また、今般の総理の施政方針演説においては、「海洋国家たる我が国の存立基盤であり、資源の宝庫である『海洋』は、政府を挙げて取り組んでいく人類全体のフロンティア」とされ、政府として海洋政策の推進が求められている。

このような中、幅広い海洋政策を担う国土交通省においても、改めてその取組を見つめ直し、今後の効果的・効率的な施策展開につなげていく必要がある。

このため、海洋に関し知見を有する有識者により構成される国土交通省海洋政策懇談会が設置され、国土交通省の海洋政策について、5年～10年先を念頭に置いた中長期的な方向性について意見交換を行った。

懇談会においては、国土交通省の施策だけでなく関連する事項など幅広い議論が行われた。本報告書は、議論の結果を踏まえ、今後の海洋政策の基本的な考え方や国土交通省が取り組むべき海洋政策の方向性等について、国土交通省海洋政策懇談会としてとりまとめたものである。

## 1. 海洋政策を進める際の基本的な視点

我が国の四方を囲む豊かな海洋は、また様々な産業活動が行われる場でもある。海上輸送のルートとしての海洋は、我が国経済を支えており、海運業や造船業、水産業などのいわゆる海洋産業は、我が国の安定と発展のために重要な役割を果たしている。また、海岸線を挟む陸域から海域に及ぶ空間である沿岸域や離島においても、地場産業の発展や観光の振興など、地域の活性化の観点から様々な活動が行われている。我が国経済の発展と生活の安定を支えてきたこれらの活動を、海洋環境との調和を図りつつ、引き続き強化していくことは、国土交通省における海洋政策の主要な目的である。

一方、我が国は、現在、長引く経済低迷の中で、財政状況の悪化、人口減少・高齢化、厳しい国際競争や円高による空洞化など多くの重大な困難、さらには、東日本大震災、原発事故からの復活という大きな課題を抱え、まさに過去に経験したことのない危機に直面している。

この閉塞感を打破し、再び力強い社会を実現するためには、「我が国が切り拓いていくべき『フロンティア（新たな可能性の開拓）』を提示するとともに中長期的に目指すべき方向性を示し、その開拓に向けた果敢な挑戦」（日本再生の基本戦略（平成 23 年 12 月 24 日閣議決定））が求められている。

我が国の管轄海域は、国土の約 12 倍の面積をもつ世界第 6 位の広大なものであるが、これは 1994 年に発効した国連海洋法条約によって得られたものであり、いわば比較的新しい空間である。近年、エネルギー資源や鉱物資源などの存在が注目を集め、また、東日本大震災後のエネルギー供給体制の見直しの中で、洋上風力発電などの再生可能エネルギー源としても注目されているが、この広大な管轄海域は、資源の少ない島国にあって創意工夫や勤勉さで経済を支えてきた我が国民にとって、未発見の新たな価値をも視野に含め、その可能性をあらゆる角度から十分に開拓すべき貴重なフロンティアである。

我が国の経済の発展と国民生活の安定を引き続き確保しつつ、広大なフロンティアである海洋に挑戦するとともに、これらを促進するための基本的施策を強化することにより、「新たな海洋立国」を現実のものとするのが今求められている。これは、四面環海でややもすれば自然に与えられる海からの恵みを受動的に享受してきたこれまでの「海洋国家」の在り方から脱却し、能動的に海の価値を最大限に持続的に活用する「真の海洋国家」を目指そうとするものである。

## 2. 国土交通省が取り組む海洋政策の三つの基本的方向性

この基本的視点を踏まえた、今後の国土交通省が取り組む海洋政策の基本的方向性は以下のとおり。

第一の基本的方向性は、「海洋の活動を促進するための基本的施策の強化」である。これは、フロンティアへの挑戦を含め、海洋の開発・利用・保全を促進するための土台となる施策であり、国土交通省が中心的役割を担うべき課題の多い分野である。

第二の基本的方向性は、「フロンティアへの挑戦」である。これは、閉塞感のある社会経済を打開し、未来に向けて力強い社会を構築するため、新たな価値の創造への挑戦、これまで手を着けてこなかった価値の実現への挑戦となる施策を実施する分野である。

第三の基本的方向性は、「経済発展・生活安定の基盤の強化」である。島嶼国日本を構成する基盤である離島の振興や、海上輸送の確保、海からの自然災害対策、環境保全、地球温暖化への対応、海洋観光の振興など、我が国の経済発展や国民生活の安定を図るために継続して取り組まなければならない施策について、着実に実施していく分野である。

これらの基本的方向性に基づいた海洋政策に取り組むに際しては、その目的を効果的に達成するために、海洋に関する「国民の理解の増進」と「人材の育成」について、幅広い関係者による多様な取組を進めていくことが極めて重要である。特に、フロンティアへの挑戦を有効に進めるには、より多くの人々がより高い関心を海洋に寄せ、イノベーションの創出等を実現できる人材を持続的に確保・育成することが不可欠である。残念なことに現在は、我が国が世界第 6 位の広大な領海及び排他的経済水域を有していることも国民に広く知られていない。豊かな恵みを将来にわたり享受し、可能性を十分に発揮させるために海洋の開発・利用・保全を着実に進めることが、我が国の国益にかなうという意識を国民が共有し、そのための活動により多くの人材が参画するよう、海洋に関する多様な情報発信・啓発活動や、教育機会の充実などの取組の強化を図ることが必要である。

また、海洋を通じ諸外国と繋がる我が国は、海洋の開発・利用・保全を積極的に進めていく上で、国際的な協調を踏まえつつ、我が国が有する海洋に関する知見等を活かしながら、国際社会における役割を積極的に果たしていくことが必要である。

#### (1) 海洋の活動を促進するための基本的施策の強化

海洋を開発・利用・保全し、フロンティアへの挑戦を推進するためには、まず、その土台となる環境の整備が必要である。個々の活動が行われる海域そのものについての現状を把握することはその第一歩であり、さらに、我が国が海洋から最大限の恩恵を享受できるようにするため、海域におけ

る活動が安全に行われるとともに、多様な活動が共存できる仕組みをつくることが求められている。

このような海洋政策の土台というべき取組を着実に前に進める必要がある。

この「海洋の活動を促進するための基本的施策の強化」に向けて、国土交通省として推進すべき施策の例は以下のとおりである。

#### ○海洋調査の推進

海洋調査は、海洋の総合的な管理・利用を行うために必要不可欠であり、国際的な協調を踏まえつつ、我が国の優れた分野を活かしながら、戦略的かつ継続的に実施していくことが重要である。

排他的経済水域等において海洋権益を保全し、海洋資源開発等を進めるためには、各国が海洋権益の保全に向けた活動を活発化させている情勢も視野に、必要な海域において十分な精度による海底地形調査等を実施する必要がある。また、海洋資源の開発、利用等に伴う海洋環境への影響を評価するため、資源開発の拠点となり得る遠隔離島等における海象観測を継続的に実施する必要がある。

多様な利用形態や海洋環境を有する沿岸域の管理・利用を適切に進めるためには、海底地形、海象等の調査に加え、継続的な環境モニタリングが必要である。

#### ○海洋情報の一元化

海洋再生可能エネルギーの利用、海洋資源の開発等の海洋フロンティアへの挑戦を推進するとともに、海運・漁業・レジャーの安全、環境・生態系の保全等の様々な分野の海域利用を効果的に進めるためには、海底地形、海流、水温等の各種海洋情報を適切に提供することが重要である。また、今後、海洋フロンティアへの挑戦が進み、海洋における新たな活動が増加するなど、多様な活動や政策に関する調整を図る必要性が高まると考えられることから、海域ごとの特性など海域の利用調整や保全に資する各種海洋情報を適切に提供することが重要である。

このため、海洋に関する産学官のニーズを把握しつつ、政府等が保有する海洋に関する情報を一元的に管理し、利用しやすい形で提供する情報ツールとして海洋台帳の整備を促進する必要がある。

#### ○管轄海域の確保

排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線を保全することは、管轄海域の確保のために不可欠である。このため、低潮線保全法に基づき、行為規制、状況調査、巡視、普及啓発を引き続き実施し低潮線の保全を図る。

国境周辺に位置する離島は、排他的経済水域の外縁を根拠付けるととも

に排他的経済水域等の保全・管理・開発等の拠点として重要であり、こうした観点からの施策を講じることが必要である。特に、我が国の最南端の国土である沖ノ鳥島については、国土面積（約 38 万 km<sup>2</sup>）を上回る約 40 万 km<sup>2</sup> の排他的経済水域を小笠原諸島や南西諸島周辺の排他的経済水域と接する形で有していることから、適切な維持管理により保全を図る必要がある。また、海洋資源の開発・利用、海洋調査等に関する活動が本土から遠く離れた海域においても安全かつ安定的に行われるよう、沖ノ鳥島など遠隔離島において特定離島港湾施設の適切な整備・管理を行う必要がある。さらに、関係省庁等との連携の下、離島を拠点とした技術開発、資源開発等の活動の促進を図る必要がある。

#### ○海上保安業務の執行体制の強化

我が国周辺海域における近年の情勢の変化に鑑み、遠方離島上で発生した犯罪に海上保安官が臨時的に対処できる仕組みや、外国船舶に対して立入検査を行わずに退去を命ずる制度など、海上保安官等の執行権限の充実強化を図ることとしており、今後は、海上警察権の強化及び東日本大震災の教訓を踏まえ、将来を見据えた海上保安業務の執行体制の整備を推進する必要がある。

#### ○海洋の開発・利用・保全のための管理のあり方

今後、海洋フロンティアへの挑戦が進み、海洋における新たな活動が増えることなどにより、多様な活動や政策に関する調整を図る必要性が高まると考えられるため、これらの動きに対応した管理のあり方を検討する必要がある。

一方、この広大な管轄海域における挑戦については、現時点ではその価値の解明が十分尽くされていない分野も多く、今後新たな発見や利用ニーズが出てくる可能性もある。また、各利用者の活動を重層的に整理する可能性、関係者の間に win-win の関係を構築する可能性等海洋の特性に即した共存の仕方についても検討する必要があるが、これらについては十分な事例が蓄積されているわけではない。さらに、海洋の活動や利用調整の前提となる海洋情報についてもその蓄積、整理が終わっているわけではない。

このような状況の中で海洋の管理のあり方を検討するに際しては、未来の可能性を踏まえながら、実際の利用状況に即して、積極的な海洋の利用と多様な関係者の共存に向けて取り組むことが必要である。

このため、海域の管理の方向性については鳥瞰的な視点からの議論が必要となるが、海洋における幅広い分野を所管する国土交通省においては、既存の活動との協調的な利用調整のあり方などを考慮しつつ、利用ニーズの高い沿岸域における先行的な取組を実施し、これを通じ利用調整等に係る具体的な知見の蓄積を進める。また、沿岸域の総合的な管理に向けた地域の取組に対しては、国土交通行政のノウハウを活かした支援を行う。さ

らに、地形、海象等の自然的情報や、法令による規制区域等の社会的情報といった各種情報を収集し、海域の多様な利害関係者が同一の情報を共有することは、海域における円滑な利用調整に資することから、海洋に関する情報の更なる充実と適切な提供を推進するとともに、国土交通省の関係法令の管轄海域への適用に関して実際の運用の場面を想定しつつ諸課題を検討することが必要である。

## (2) フロンティアへの挑戦

我が国は、四方を海に囲まれ、その恩恵を受けてきた海洋国家であるが、その恩恵を十分に活用できていない。我が国が現在直面する危機に対応し、力強い日本を再構築するため、未開拓で広大な空間が広がる海洋において、産学官の英知を結集して、新産業の創出等も視野に新たな価値の創造への挑戦、これまで手を着けてこなかった価値の実現への挑戦が必要である。

海洋フロンティアから新たな価値を見つけ出すこと、手を着けてこなかった価値を再認識することは、米国の西部開拓あるいは豪州の開拓におけるゴールドラッシュがそうであったように、海洋への国民の関心や参画をさらに高め、新しいアイデアやビジョンを生み出す効果が期待される。

この「フロンティアへの挑戦」に向けて、国土交通省として推進すべき施策の例は以下のとおりである。

### ○海洋再生可能エネルギーの開発

東日本大震災と原発事故により、エネルギー政策の見直しが迫られる中、再生可能エネルギーへの期待が高まっており、管轄海域に賦存し将来のエネルギー源となる可能性のある風力発電などの海洋再生可能エネルギーについては、地球温暖化対策の観点からも、その十分な活用に向けて取組や検討を進める必要がある。

このため、沿岸域における円滑な風力発電の設置に向けた取組を進める必要がある。また、**広大な空間と安定した風環境を有する洋上沖合における浮体式洋上風力発電の普及を促進するための環境整備を進めるとともに、我が国関連産業の国際競争力強化を図る必要がある。**

### ○海事産業における世界をリードする最先端の技術開発

**世界有数の海運・造船国である我が国の産学官に蓄積された技術を活用し、環境分野等における世界をリードする最先端の技術開発や、その実用化・普及促進と併せて、国際的な省エネ規制を主導することにより、地球温暖化対策に貢献するとともに、我が国海事産業の国際競争力の向上を図る必要がある。**

**また、我が国海事・海洋分野の中核的研究開発機関である独立行政法人**

海上技術安全研究所の有する技術を積極的に活用し、官民横断的に推進されているフロンティアへの挑戦を技術面から支援する必要がある。

さらに、海事産業における継続的なイノベーションの創出を図るため、技術開発の促進と人材の確保・育成を一体的に推進していくことが必要である。

#### ○海洋資源開発等に向けた海事産業等の戦略的展開

オープンなグローバル市場の中で厳しい競争を行っている我が国海事産業の国際競争力強化のため、成長著しい新興国などの新市場や、海洋開発分野等の新分野への事業展開に官民挙げて全力で取り組む必要がある。

特に、海洋開発分野において、我が国は一部の技術については高い技術力を保持しているものの、具体的な海洋開発事業への参画実績は低調となっている。このため、広大な管轄海域に眠る海洋資源の開発を視野に、海事産業の戦略的展開を支援する仕組みを検討する必要がある。

また、海洋資源開発を支援する活動拠点については、商業化に向けた動向を踏まえつつ、求められる機能等の検討を行う必要がある。

#### ○北極海航路の利用に向けた準備

地球温暖化の影響により北極海の海氷が減少し、北極海の国際貿易航路としての可能性が高まっている。このため、経済面、安全面及び環境面での効果を確認しつつ、民間事業者の意向を踏まえながら北極海航路の利用に向けた検討を行う必要がある。

#### ○海洋フロンティアにおけるニュービジネスの可能性の追求

我が国が元気を取り戻し、更なる成長を遂げるためには、海洋フロンティアから新たな価値や手を着けてこなかった価値を実現するとともに、これらを新たな産業やビジネスへと発展させる必要がある。

海洋情報の充実を踏まえた新しいサービスの提供、我が国の有する多島海の魅力を最大限に引き出すニューツーリズムの創出、港湾でのPPPの活用や港湾区域の空間等の高度利用による新たな活動空間の提供、海洋プロジェクトへの造船、海運事業者等民間事業者の参画支援、海洋調査産業の海外展開などの可能性を検討し、産業界のフロンティアへの挑戦やビジネスチャンスの拡大を促進する必要がある。

### (3) 経済発展・生活安定の基盤の強化

6千余りもの島々で構成される島嶼国でありエネルギーや食料の多くを海外に依存している我が国にとって、海洋は、我が国の経済・生活の存立基盤である。

東日本大震災によって海の脅威が再認識されたが、海を畏れつつも、良好

な海洋環境の保全に努め、引き続き海からの恵みを楽しむことが我が国の経済の発展と国民生活の安定のために不可欠である。

この「経済発展・生活安定の基盤の強化」に向けて、国土交通省として推進すべき施策の例は以下のとおりである。

### ○離島の振興

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用・管理、自然環境の保全など重要な国家的役割を担うとともに、海洋や自然とのふれあいを求める国民の志向の高まりとも合致する「癒しの空間」としての国民的役割も担っており、離島の振興を図っていくことは国の重要な責務である。

離島の振興策については、海洋権益の保全の面からも重要となる国境周辺に位置する離島を含め、離島の地域固有の資源を活かすなどして、離島の有する地域差を価値ある地域差と捉え直して活性化する取組などにより、交流人口の拡大や定住の促進を図り、離島の自立的発展を促進することが重要である。これらの取組を着実に実施するためには、引き続き国がハード・ソフトの両面にわたり支援していくことが必要である。

特に、離島振興のためには、離島で暮らす人々の移動や物資輸送に欠かすことのできない離島航路の確保・維持が重要であり、地域の多様な関係者による議論を経た取組に対し着実に支援を実施する必要がある。

### ○海上輸送の確保

我が国の総貿易量の99.7%を占める海上輸送は、我が国の産業や国民生活を支える基盤であり、その効率性、安定性、安全性の向上に引き続き取り組む必要がある。

このため、国際コンテナ戦略港湾、国際バルク戦略港湾等における港湾の機能強化、外航海運の安定輸送・安全性の確保に向けた取組を戦略的に展開する必要がある。

また、国際海上輸送の今後の新たな展開として、開発保全航路の抜本的見直しや、海上輸送・大陸間鉄道輸送が連携した中央アジア等との物流ルート強化を図る必要がある。

東日本大震災においては、被災地への緊急輸送に活躍したフェリーや内航海運の果たす役割や重要性と、一部の外国船社が日本への寄港を忌避する動きを見せる中で確実に物資の輸送を行った我が国商船隊や日本人船員の確保の必要性も改めて国民各層に幅広く認識されたところであり、災害時も含め、引き続き安定的な海上輸送のため、これらの確保に向けた取組を進める必要がある。

### ○海洋由来の自然災害への対応

東日本大震災から一年を経過し、海洋に由来する災害への備えの重要性

はさらに強く認識されている。この災害の教訓を十分に踏まえ、強い危機意識の下で万全の体制を構築することが求められている。

沿岸域の防災・減災対策として、海岸保全施設の適切な維持管理に加え、東日本大震災を踏まえた津波に対する防護レベルの向上、臨海部工業地帯における埋立地の液状化対策など、地域特性に応じた対策を進める必要がある。

また、沿岸域における潮位・波浪等の観測の充実・情報の高度化を進める必要がある。

沖合での波浪及び津波のリアルタイムモニタリングは減災に大きな役割を果たすものであるため、GPS波浪計の活用等により早期に津波の発生等を観測できる仕組みの強化が必要である。

さらに、地球温暖化による海面上昇等への適応策については、問題が顕在化した後では対応が困難となることから、施設の更新時期に合わせた対応を適切に行う必要がある。

### ○海洋環境の保全

約 35,000km にも及ぶ海岸線を有する我が国は、海と共に生活している地域が多く、沿岸域の環境保全は国民生活に直結する。地域主体で行われる環境保全や環境教育などの総合的取組を支援することが必要である。

閉鎖性海域の水質改善に向けた取組については、関係機関が連携して総合的かつ着実に行う必要がある。

また、国際的な海洋環境保全の視点から、継続的な環境モニタリングの実施や、沖合での海底資源開発による油大量流出等に備えた汚染拡散防止対策を講ずる必要がある。

なお、海上輸送に係る環境対策については、地球温暖化対策を含め、気候変動枠組条約、国際海事機関（IMO）等の国際的な枠組み等を踏まえ適切に対応する。

### ○海洋観光の振興

観光は、経済の活性化、豊かな生活環境の創造等に資するものであり、特に、地域においては、地域経済の活性化施策の柱として重要な役割を果たしている。

陸地、島、海の織りなす広大な空間と優れた景観に恵まれ、古くから人間の営みが育まれてきた海洋は、クルーズやマリレジャー、癒し・学びの体験、海の幸や地域の文化など、国民に対して様々な魅力を提供する空間であり、このような海洋の観光資源としてのポテンシャルが最大限に活用されるよう取り組む必要がある。

### 3. 具体的な施策の推進（別紙）

国土交通省における海洋政策に関し、今後着実に実施することとしているもの及び実施を検討しているものについて、別紙にとりまとめた。

今後、国土交通省は、2. に述べた「国土交通省が取り組む海洋政策の三つの基本的方向性」を踏まえ、更なる施策の可能性等を追求するとともに、他の施策との連携を十分に発揮しつつ、効果的かつ効率的な施策の実施に取り組むことが求められる。

### おわりに

本報告書においては、今後我が国が真の海洋国家の実現を目指す上で、国土交通省として取り組むべき海洋政策の三つの基本的方向性を示すとともに、これを実施するにあたり、海洋に関する国民の理解の増進、人材の育成、国際的視点が必要であることを示した。これに基づき展開すべき海洋政策については、広く関係者の理解と協力を得つつ、国土交通省が中心となって施策を展開すべきもののみならず、政府全体や関係省庁の施策展開の中で国土交通省の責務を全うしながらこれに参画していくべきものなどがある。このため、今後とも関係省庁、地方自治体、産業界、学界等と我が国全体の目指すべき目標を共有し、役割分担をしながら、国土交通省の担うべき施策を着実に推進する必要がある。

政府の海洋に関する施策の総合的な推進を図るために定めた海洋基本計画の見直しが間もなく行われることとなっているが、今後の見直し作業に際しては、本報告書で示された考え方を踏まえつつ、国土交通省が担うべき施策について積極的に貢献していかなければならない。

国土交通省海洋政策懇談会 委員名簿

	阿比留 勝利	城西国際大学観光学部 教授
	有本 香	ジャーナリスト、株式会社ウィンウィン代表取締役
	磯部 雅彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授
	岩見 隆夫	毎日新聞客員編集委員
	浦辺 徹郎	東京大学大学院理学系研究科 教授
	奥脇 直也	明治大学法科大学院 教授
(座長)	來生 新	放送大学 副学長
	黒田 勝彦	神戸大学 名誉教授
	柘植 綾夫	芝浦工業大学 学長
	寺島 紘士	海洋政策研究財団 常務理事
	道田 豊	東京大学大気海洋研究所 教授
	山田 吉彦	東海大学海洋学部 教授

(五十音順 敬称略)

## ■海洋の活動を促進するための基本的施策の強化

### ○海洋調査の推進

- ・排他的経済水域等における海洋権益を確保し、海洋資源開発等を進めていくための基礎情報となる海底地形調査について、日本海、東シナ海などのデータが不足している海域における海底地形調査及び必要な海域における精密海底地形調査を実施する。
- ・関係機関と連携し、海洋環境に配慮した沿岸域の利用・管理の基礎データとなる海底地形、海象、海上気象などの海洋情報の収集と海洋環境のモニタリングの充実を図る。
- ・海洋環境整備船による水質調査や海洋短波レーダーによる流況観測等を実施する。
- ・地球温暖化をはじめとする気候変動の実態把握と気候解明のために、海洋気象観測船による高精度の海洋観測を継続するとともに、中層フロート等のデータを用いた海洋の監視を充実させ、海洋変動の監視・把握を行う。また、海洋関係の大学・研究機関等とのさらなる連携強化を図る。
- ・国際的な枠組みの下で行われる海洋観測及び各種海洋データ即時交換に参加し、調査の実施及び情報の充実に取り組む。

### ○海洋情報の一元化

- ・海洋情報の所在情報を一元的に収集・管理・提供しているクリアリングハウスを運用し、登録情報の拡充を図る。
- ・IODE（国際海洋データ・情報交換）の枠組みの下、国内の海洋調査機関による調査で得られた水温や海流等の海洋データを収集・管理するとともに、海洋データの円滑な国際交換の実施に取り組む。
- ・海洋の開発・利用・保全の促進及び海域の利用調整に資するため、政府等が保有する海洋に関する情報を一元的に管理する海洋台帳を整備する。
- ・産学官が一堂に会するフォーラムを設置し、海洋に関する情報へのニーズ、提供方法等への意見を求めるなど、海洋フロンティア開発の基盤となる海洋情報の収集・管理を戦略的に推進する。

### ○管轄海域の確保

#### （低潮線等の保全）

- ・低潮線保全法に基づく取組として、低潮線保全区域内の行為規制、低潮線及びその周辺の巡視及び状況調査、行為規制の周知等を実施する。
- ・低潮線の保全を図るため、関係機関への空中写真の提供や情報交換などの連携を図りながら、地理空間情報の更新を実施する。

- ・沖ノ鳥島の適切な維持管理を図るため、護岸コンクリートの損傷について点検やひび割れの補修等を行うとともに、サンゴの増殖等による島の保全対策を検討する。また、沖ノ鳥島の護岸コンクリートの劣化診断調査を実施し、長寿命化のための維持管理上の課題の把握や、被災した際の緊急対策工法の検討を行う。
- ・離島の保全・管理を図るため、空中写真の周期的撮影による地理空間情報の更新や、排他的経済水域の外縁を根拠づける離島のうち、設置可能な離島への基準点の設置による位置情報の整備を実施する。
- ・排他的経済水域の外縁を根拠付ける離島について、名称が不明確な場合には、関係機関と連携して地図・海図に記載する統一名称を決定し、記載を行っている。また、領海の外縁を根拠付ける離島については、上記取組に準じて実施する。
- ・低潮線の保全のため、低潮線保全区域周辺の情報を経続的に収集し、低潮線データベースを整備することにより、関係行政機関間の情報共有を実施する。

#### (特定離島港湾施設の整備・管理等)

- ・低潮線保全法に基づき、南鳥島及び沖ノ鳥島における特定離島港湾施設の整備を推進する。南鳥島においては平成 27 年度、沖ノ鳥島においては平成 28 年度の完成を目指す。
- ・南鳥島及び沖ノ鳥島の特定離島港湾施設の効率的な整備、管理のため、衛星 A I S データの活用を検討する。
- ・海洋に関する各種調査研究や離島クルーズ船の寄港等、南鳥島及び沖ノ鳥島における特定離島港湾施設の利活用について検討する。
- ・海洋資源の開発・利用等に伴う海洋環境への影響を評価し、資源開発の拠点となり得る遠隔離島等の利活用の推進に資するため、遠隔離島等における海流観測等を継続的に実施する。

#### ○海上保安業務の執行体制の強化

- ・改正鉱業法の施行により排他的経済水域等における鉱物探査が許可制となったことから、日本の排他的経済水域等で活動している外国海洋調査船に対する広域的な検査・取締体制を構築する。
- ・我が国周辺海域における近年の情勢の変化に鑑み、遠方離島上で発生した犯罪に海上保安官が臨時的に対処できる仕組みや外国船舶に対して立入検査を行わずに退去を命ずる制度など、海上保安官等の執行権限の充実強化を図ることとしている。
- ・老朽・旧式化した巡視船艇及び航空機の代替・高性能化について、これを早期に完了させる。また、緊迫した情勢が続く尖閣諸島を含む東シナ海や我が国の資源確保において重要な沖ノ鳥島を含む本州南方海域における広域的な常時監視体

制や遠方・重大事案への対応を可能にする体制の構築を図るとともに、東日本大震災の教訓を踏まえた防災体制の整備を進める。

○海洋の開発・利用・保全のための管理のあり方

- ・利用ニーズが高まっている沿岸域において、利用調整の先行的な取組の実施により、知見の蓄積を図る。
- ・沿岸域の総合的な管理に向けた地域の取組に対して、国土交通行政のノウハウを活かした支援について検討する。
- ・海洋の開発・利用・保全の促進及び海域の利用調整に資するため、政府等が保有する海洋に関する情報を一元的に管理する海洋台帳を整備する。
- ・産学官が一堂に会するフォーラムを設置し、海洋に関する情報へのニーズ、提供方法等への意見を求めるなど、海洋フロンティア開発の基盤となる海洋情報の収集・管理を戦略的に推進する。
- ・国土交通省の関係法令の管轄海域への適用に関して実際の運用の場面を想定しつつ諸課題を検討する。

## ■フロンティアへの挑戦

### ○海洋再生可能エネルギーの開発

- ・港湾における適正な管理運営と共生しつつ、洋上風力発電の導入を促進するため、標準的な導入スキームをとりまとめ平成 24 年度早期に公表するとともに、港湾計画への位置づけや現行法令の見直し等についても検討する。
- ・海事産業の振興及び浮体式洋上風力発電の普及促進を図るため、浮体式洋上風力発電の安全ガイドラインの策定、洋上風力の設置、メンテナンスに最適な作業船の開発促進、その他の海洋再生可能エネルギー生産システムに係る基盤技術の開発、安全性評価手法の開発等を行うとともに、国際標準化作業に戦略的に対応する。

### ○海事産業における世界をリードする最先端の技術開発

- ・地球温暖化・大気汚染等の環境問題へ対処するとともに、我が国海事産業の国際競争力強化を図るため、天然ガス燃料船に関する船舶（ハード）・燃料供給（ソフト）に係る安全基準の検討、国際基準・標準化等を戦略的に推進し、早期実用化・導入に向けた環境を整備する。
- ・海洋環境イニシアティブ等により開発された各要素技術が確実にマーケットに投入されるよう、新技術の実用化や、環境性能に優れた船舶の普及・促進に伴う障壁やリスクを取り除くための施策を検討する。
- ・海事産業における継続的なイノベーションの創出を図るため、技術開発の促進と人材の確保・育成を一体的に推進する。イノベーション推進の核となり得る人材を確保・育成するため、研究・教育機関、産業界と連携して、高等教育・社会人教育の充実を図るとともに、海事クラスター内の人事交流や重要プロジェクトへの積極的登用など、海事技術者のキャリアパスの多様化を通じて、世界的に通用するプロジェクトマネジャーの養成を図ること等により、教育→人材育成→イノベーションのスパイラルを描く産学官の構造を構築する。

### ○海洋資源開発等に向けた海事産業等の戦略的展開

- ・国際競争力の強化を図るため、「新造船政策検討会」での議論を踏まえ、新興国における船隊整備、洋上石炭貯蔵出荷基地等の新市場や海洋資源開発分野への展開に向けた海外実ビジネス参入等に官民一体で取り組む。
- ・船舶に関する技術的知見に基づき、海洋資源開発に係る要素技術及び安全性等評価技術についての研究開発を実施する。
- ・メタンハイドレートや海底熱水鉱床等の新たな海洋エネルギー・鉱物資源の商業化に向けた動きを踏まえつつ、これらの開発活動に必要な港湾機能や施設配置について検討を進める。

#### ○北極海航路の利用に向けた準備

- ・北極海航路の活用に向けて、船会社や荷主と連携し、航路の実現可能性、貨物の集荷や技術的課題等について検討する。また、北極海航路におけるアジア地域のハブ港として我が国港湾に必要な機能について検討する。

#### ○海洋フロンティアにおけるニュービジネスの可能性の追求

- ・海洋フロンティア開発の基盤となる海洋情報の収集・管理を戦略的に推進するため、産学官が一堂に会するフォーラムを設置し、海洋に関する情報へのニーズ、提供方法等への意見を求め、ニュービジネスの可能性等も含め海洋情報の活用策を検討する。
- ・我が国の多島海が有する魅力を周遊しながら味わうニューツーリズムの創出に向けた検討を行う。
- ・港湾における水域上の空間や既存の施設等、公共空間の高度利用による風力や太陽光に代表される再生可能エネルギービジネス等の活動空間の提供方策について検討を行う。
- ・港湾等におけるPPPを活用した施設の整備・運営についての検討を支援する。
- ・造船、海運事業者等民間事業者の海洋資源開発分野への展開に向けた海外実ビジネス参入等に官民一体で取り組むため、オフショア船舶等浮体式構造物の建造・保有等を行うために設置する特殊目的会社に対する金融支援など、海洋開発プロジェクトへの参画を支援するための方策について検討する。
- ・海洋調査産業の海外市場への展開に向け官民一体で検討を行う。

## ■経済発展・生活安定の基盤の強化

### ○離島の振興

- ・離島の振興を図るため、産業基盤及び生活基盤の整備、二地域居住やU J I ターン等による交流人口の拡大等や定住の促進、流通コストの低減及び振興開発に寄与する人材の育成など、離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき総合的な離島振興を実施する。
- ・離島で暮らす人々が日常生活を行う上で必要不可欠な離島の交通を安全かつ安定的に確保するため、離島航路の運営、航路の構造改革に資する公設民営化・船舶更新等への支援を図る。
- ・離島における住民生活の安定・安全を確保するため、離島航路における船舶の就航率の向上や大型化に対応するための離島ターミナルの整備を推進する。
- ・瀬戸内海沿岸の107市町村等で構成する瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会の会員による海の路を介した災害時応援協定の締結に見られるように、平素から離島等における各主体間の交流や観光振興を積極的に図ることで、既に構築された海の路のネットワークを活かして広域的な災害対応力の強化を図ることが期待できる。このため、離島等における定期航路に就航する船舶の予備船を活用した新たな観光ルートの開拓を図り、災害時において同ルートが緊急物資・人員輸送や被災者の緊急搬送ルートとしても活用される仕組みの構築を検討する。

### ○海上輸送の確保

(効率的な海上輸送の確保)

- ・平成22年8月に国際コンテナ戦略港湾として選定された阪神港及び京浜港において、国際基幹航路の日本への就航を維持・拡大するため、アジア主要港に比肩しうる仕様を有するコンテナターミナルの整備、港湾運営の民営化等の取組を引き続き国家戦略として集中的に実施する。
- ・平成23年5月に選定された国際バルク戦略港湾において、パナマ運河の拡張や一括大量輸送に対応し登場する最大級の輸送船舶の満載での入港等に対応するため、輸入の効率化に向けた企業連携の促進、港湾機能の拠点的確保、港湾の効率的な運営体制の確立等に官民連携して取り組む。
- ・国際コンテナ戦略港湾や国際バルク戦略港湾の整備に合わせて、海上交通量の増大や船舶の大型化が見込まれることから、これらに対応した開発保全航路の抜本的な見直しを行う。
- ・平成23年11月に選定された日本海側拠点港において、中国、韓国、ロシア等の対岸諸国の経済発展を我が国の成長に取り入れるとともに、東日本大震災を踏まえた災害に強い物流ネットワークを構築するため、地元関係者を中心とした官民が一体となって、当該港の利用振興に向けた取組を行う。

- ・海上輸送・大陸間横断鉄道等を活用した日本、中央アジア、欧州中央部等との間の国際複合一貫輸送の活用に向けて、日本海側港湾の利活用や機能強化等について検討する。

#### (安定的な海上輸送の確保)

- ・日本商船隊による安定輸送・経済安全保障の確立を図るため、トン数標準税制の拡充や準日本船舶が日本船舶に国籍を変更するために必要となる手続きの特例を設けるなどの施策を実施するなど、国際海運の環境変化に対応しつつ、外航海運の安定輸送に確立に向けた取組を推進する。
- ・安定的に海上輸送を確保し、陸上輸送から海上輸送へのモーダルシフトを推進するため、海運の低炭素化や老朽船の代替建造への支援等を活用し、フェリー・内航海運の競争力向上や体質強化を図る。
- ・高齢化の進展等に伴う内航船員の不足に対応するため、内航海運事業者自らが計画的に新人船員を確保・育成する取組を支援する。
- ・魅力ある船員の労働環境の整備を促進するため、船員の労働条件の改善を進める。
- ・「アジア人船員国際共同養成プロジェクト」や「開発途上国船員教育者受け入れ事業」等、諸外国における船員の資質向上に寄与する取組を推進する。

#### (安全な海上輸送の確保)

- ・海難事故原因の分析の精度向上及び事故再発防止策立案に資するための海難事故等再現・解析技術の高度化に関する研究、事故原因分析とヒューマンファクター分析に基づく合理的な安全と運航規制体系の構築に関する研究等を実施する。
- ・マ・シ海峡における安全性の確保及び国際貢献を図るため、航行援助施設の維持管理について、我が国より専門家を派遣し、沿岸国の現場担当者の維持管理技術に関する人材育成を実施する。
- ・ソマリア周辺海域の海賊対策のため、アデン湾に派遣されている海上自衛隊の護衛艦に、海賊行為があった場合の逮捕、捜査等の司法警察活動を行なうための海上保安官の同乗を継続する。また、海賊発生海域がアラビア海・インド洋東側海域まで拡大しているため、インド等のインド洋沿岸国と連携を強化し対応する。
- ・海賊対処活動による護衛活動を実施するため、船社からの護衛申請の窓口や護衛対象船舶の選定を一元的に実施するほか、関係各国と連携をとり、海上を航行する船舶の安全を確保する。
- ・海上における安全確保に寄与すべく、海上保安機関間の二国間、多国間の連携・協力を推進するとともに、ODAを利用した東南アジア諸国への専門家の派遣や東南アジア諸国及びソマリア周辺国に対する研修実施等を通じて、海上保安機関の設立支援や能力向上支援を継続する。また、IMO、ReCAAPをはじめと

する関係国際機関や国際協力の枠組に積極的に参画し、海洋先進国として主導的な役割を担っていく。

#### ○海洋由来の自然災害への対応

(地震、津波対策)

- ・将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、比較的頻度の高い津波に対しては、海岸保全施設の整備による対応を基本とし、人命、資産、国土（海岸線）等を確実に守ることを目指す。また、設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発・整備を実施する。
- ・最大クラスの津波に対しては、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進し、人命への被害を極力生じさせないことを目指す。
- ・港湾機能の早期復旧を可能とするため、港湾BCPの策定を進めるとともに、港湾における津波被害の軽減を図るため、設計対象の津波高を超えた場合でも、防波堤等の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進め、技術基準の見直しを行う。
- ・災害時における地域の産業活動や物流機能の維持・確保に向け、臨海部工業地帯において護岸等の耐震性向上等の防災対策を進めるための支援制度等について検討する。

(災害に対応した調査・観測体制の強化)

- ・沿岸域における高潮・高波等による災害の軽減及び海上輸送の安全確保のために、潮位・波浪等の観測を行うとともに、高潮・高波に関する情報の高度化を進める。
- ・関係機関から一元的に潮位観測データを収集し、常時監視することにより、津波や高潮に関する情報を適時・的確に提供する。
- ・沿岸域における水路測量を実施し、自治体が作成する津波ハザードマップのために必要となる津波シミュレーションに資する水深データを整備する。
- ・津波による被害の軽減を図るため、海底津波計（ブイ式）の整備を進めるほか、関係機関と連携した沖合津波観測の強化とデータ利用等関連技術の開発を図るとともに、それらの観測値から沿岸の津波高さを推定する手法の開発を進め、津波警報への活用を図る。
- ・沖合での波浪観測に加え、津波観測にも活用可能なGPS波浪計について、港湾整備の状況等を踏まえ新たな設置について検討を進める。また、既存のGPS波浪計について、情報提供用システムの強化を行う。
- ・海溝型地震の発生が予想される海域において海底地殻変動観測等を実施し、取得したデータを、地震長期評価を実施する地震調査研究推進本部等に引き続き提供

する。

- ・南方諸島及び南西諸島の海域火山活動監視観測及び調査を実施し、噴火活動特有の海水の変色や温度異常等の監視を行うとともに、海域火山基礎情報図を整備し、公表する。

#### (地球温暖化対策)

- ・地球温暖化に伴う気候変動に関する海岸等への影響を把握するため、雨量、水位等のこれまで観測したデータを生かしたモニタリングを実施するとともに、海岸堤防等の長寿命化に向けた予防保全的な管理を検討する。
- ・地球温暖化への適応を図るため、平成 23 年 6 月に「海岸保全施設の更新等に合わせた地球温暖化適応策検討マニュアル（案）」を策定。これを踏まえつつ三大湾のゼロメートル地帯等において、地球温暖化に伴う海面上昇を踏まえた高潮対策等を検討する。
- ・地球温暖化による海面水位の長期変動を監視するとともに、そのメカニズムと寄与を明らかにするため、日本沿岸での海面水位の観測を継続し、解析を進めるとともに、温暖化進行時における水位上昇の研究を進める。
- ・地球温暖化をはじめとする気候変動の実態把握と気候解明のために、海洋気象観測船による観測を継続するとともに、中層フロート等他の観測結果と併せた総合的な解析を行い、その結果を公表し、地球温暖化の予測精度向上や対策の策定に貢献する。

### ○海洋環境の保全

#### (海域の環境保全)

- ・「豊かな海」の創造に向け、関係者間の連携による推進体制の強化、環境モニタリング、情報共有システムの活用等の包括的な取組と、干潟や藻場の再生、生物共生護岸の整備等の個別事業の取組の両面から推進する。また、海洋における炭素固定（ブルーカーボン）の研究を推進する。
- ・海洋環境整備船による水質調査や海洋短波レーダーによる流況観測等の結果を含む、国及び地方公共団体が実施した環境データを収集・蓄積・共有する海域環境情報データベースの充実を図る。
- ・関係機関と連携し、海洋環境に配慮した沿岸域の利用・管理の基礎データとなる海底地形、海象、海上気象などの海洋情報の収集と海洋環境のモニタリングの充実を図る。
- ・海上における油等大量流出に備え、油防除資機材の整備や関係機関の連携強化等を推進する。
- ・海洋環境整備船により海域におけるゴミや油の回収を行うとともに、大規模油流

出事故等に備え我が国に3隻体制で配備されている大型浚渫兼油回収船により海洋の汚染の防除に努める。

- ・プレジャーボートの適正な管理を実現させるため、係留・保管能力の向上と規制措置を両輪とした放置艇対策を推進する。

#### (船舶に係る環境汚染対策)

- ・我が国に入出港する外航船舶等に対する保障契約の義務付け及び加入状況の確認や外国船主の放置座礁船からの油防除を行った地方公共団体への財政支援など、油濁損害等への的確な対応を図る。
- ・国際海運からのCO<sub>2</sub>排出削減と、我が国海事産業の国際競争力の向上を図るため、IMOにおける議論を引き続き積極的に主導していく。
- ・IMOにおける船舶からの排気ガス（NO<sub>x</sub>等）規制の強化に対応するため、船用エンジンの技術開発・実用化を推進する。
- ・船舶からの油の流出防止、大気汚染の防止等を推進するため、IMOにおける大気における大気汚染防止の規制強化に関するガイドライン等の策定作業に積極的に参画するとともに、日本周辺海域について、大気汚染物質放出規制海域（ECA）として指定することの要否について引き続き検討を行う。
- ・IMOにおけるバラスト水管理条約の実施に必要な規定等の策定に積極的に参画するとともに、我が国で開発されたバラスト水処理装置のIMOにおける承認手続きを行う。
- ・船舶の運航管理業務、船員法等に基づく監査業務等を一元的に実施するとともに、運輸安全マネジメント評価を実施する。また、重大事故が発生した場合、迅速かつ機動的な監査を行い、原因究明の調査、再発防止対策等を行う。
- ・SOLAS条約、MARPOL条約等の国際条約に定められた義務・役割を適切に果たし、海上の人命の安全及び海洋環境の保護を図るため、人的資源等の拡充により船舶検査・PSCを適切かつ確実に実施する。
- ・船舶解体（シップリサイクル）については、2009年5月にIMOで採択された「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約（仮称）」の早期発効に向け、国内外における環境整備を推進する。

#### (港湾における環境対策)

- ・港湾活動に伴う温室効果ガス排出量の削減を図るため、港湾活動に使用する荷役機械等の省エネルギー化、風力発電や太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用、緑地や藻場・干潟の保全・造成等による二酸化炭素の吸収減拡大等の取組を行う「ゼロエミッションポート」施策を推進する。

- ・港湾における温室効果ガス排出削減対策等を推進するため、複合一貫輸送ターミナルの整備等により、陸上輸送から海上輸送へのモーダルシフトを促進する。
- ・循環型社会の構築を図るため、循環資源の広域流動の拠点となる港湾を総合静脈物流拠点港（リサイクルポート）として指定し、海上静脈物流ネットワークを形成することにより、海上輸送の利用による環境負荷の低減やリサイクル施設の立地促進による臨海部産業の活性化に向けた取組を進める。

## ○海洋観光の振興

（沿岸域、離島等における観光振興）

- ・沿岸域は、陸地、島、海が織りなす広大な空間と優れた景観を有していることから、沿岸域ならではの観光資源の更なる活用、地域の幅広い関係者が連携した滞在型観光地域づくり、積極的なプロモーション等の取組を推進する。
- ・半島地域においては、優れた自然景観と多様な資源に恵まれるとともに、海を通じた交易・交流の拠点として栄えてきた歴史を持つことから、これらの独自の自然・文化資源を活用し、魅力ある広域的な観光ルートの形成、体験滞在型余暇活動の促進等を図る。
- ・離島地域においては、交流人口拡大による自立的発展を促進する観点から、離島の地理的・自然的特性を活かしつつ、産業振興、教育・文化の振興や観光開発につながる離島での体験滞在などを通じて、国内外との広汎な交流を促進する。

## （クルーズの振興等）

- ・外国クルーズ船の日本寄港促進を図るため、船舶の大型化や寄港増に対応した入国審査手続の迅速化や港湾機能の強化などソフト・ハードの取り組みを推進する。
- ・外航クルーズの普及・振興を図るため、関係者と協力・連携して、外航クルーズ旅行商品の各種プロモーション等を推進する。
- ・フェリー、離島航路等による船旅の魅力向上に向け、国、関係業界が一致協力して、船の認知度向上のための戦略的な情報発信や利用者ニーズにあった旅行商品の開発・販売等を促進する。
- ・瀬戸内海沿岸の107市町村等で構成する瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会の会員による海の路を介した災害時応援協定の締結に見られるように、平素から離島等における各主体間の交流や観光振興を積極的に図ることで、既に構築された海の路のネットワークを活かして広域的な災害対応力の強化を図ることが期待できる。このため、離島等における定期航路に就航する船舶の予備船を活用した新たな観光ルートの開拓を図り、災害時において同ルートが緊急物資・人員輸送や被災者の緊急搬送ルートとしても活用される仕組みの構築を検討する。
- ・瀬戸内海等におけるプレジャーボートの寄港を容易にするため、ユーザーにビジ

ターバースの配備施設等の情報を一元的に提供する Web サイトを構築するとともに、ニーズの高い寄港地でのビジターバースの整備などにより、マリーナネットワークの形成を図る。

(マリンレジャーや海辺の賑わいづくりの促進)

- ・陸上と海上のどちらからでもアプローチ可能なマリンレジャー拠点である「海の駅」の設置を推進し、マリンレジャーの振興や、地域の活性化を進める。
- ・人々の賑わいや交流を創出するみなとの施設「みなとオアシス」における、住民参加による地域活性化の取組を推進するとともに、災害発生時における防災拠点としての有効活用を図る。
- ・防波堤の釣り利用等の多様なニーズを踏まえ、安全性の確保に努めた上で、港湾施設の有効利用の観点からの取組を進める。

## ■海洋に関する国民の理解の増進と人材の育成

### (国民の理解の増進)

- ・海洋に関する国民の理解と関心を喚起するため、国民の祝日である「海の日」において、関係機関と連携し多様な取組を実施する。
- ・「海の月間」における「海フェスタ」の開催をはじめ、独立行政法人航海訓練所の練習船等の一般公開や、「海の仕事.com」についての積極的なPRなどを通じ、海や海事産業に対する理解と関心を高める取組を継続的に推進する。
- ・海洋分野における普及啓発、学術、研究、産業振興等において顕著な功績を挙げた個人・団体に対する「海洋立国推進功労者表彰」を継続的に実施する。
- ・みなとの良好な自然環境の市民による利活用を促進し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、自治体やNPOなどによる自然体験・環境教育を推進する。
- ・海洋に関する様々な観測結果や今後の変動予測結果などを分かりやすく解説してとりまとめた「海洋の健康診断表」を通じて、海洋関係機関や国民に対して広く知見・知識の共有を図る。
- ・海洋情報の提供や海に関する質問・相談等の窓口として常設する「海の相談室」を通じ、海洋に関する国民の理解の更なる増進を図る。
- ・マリンレジャーにおける安全対策や利用調整ルールに関する周知・啓発活動を推進する。

### (人材の育成)

- ・海事産業における継続的なイノベーションの創出を図るため、技術開発の促進と人材の確保・育成を一体的に推進する。イノベーション推進の核となり得る人材を確保・育成するため、研究・教育機関、産業界と連携して、高等教育・社会人教育の充実を図るとともに、海事クラスター内の人事交流や重要プロジェクトへの積極的登用など、海事技術者のキャリアパスの多様化を通じて、世界的に通用するプロジェクトマネジャーの養成を図ること等により、教育→人材育成→イノベーションのスパイラルを描く産学官の構造を構築する。

## 背景

我が国の領海・排他的経済水域は世界第6位の広さと言われる広大なものであり、大きな可能性を有している。総理の施政方針演説においても、海洋は我が国の存立基盤であり、政府を挙げて取り組んでいく人類全体のフロンティアとされている。

このような中、平成20年3月に策定された海洋基本計画が見直し時期を迎えていること等を踏まえ、国土交通省海洋政策懇談会を設置し当省が関連する事項など幅広い議論を行った上で、その取り組むべき海洋政策の方向性について、とりまとめた。

## 海洋政策を進める際の基本的な視点

産業の発展と国民生活の安定を確保しつつ、広大なフロンティアである海洋に挑戦するとともに、これらを支える海洋の活動を促進するための基本的施策を強化することにより、国際的協調の下、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全との調和を図る「新たな海洋立国」を実現する必要がある。 → 真の海洋国家を目指す

### ＜フロンティアへの挑戦の意義＞

人口減少・高齢化、東日本大震災、原発事故などの大きな課題の中で、我が国が抱えている閉塞感を打破し、我が国に再び力強い社会を実現する上で、我が国の広大な管轄海域は、可能性をあらゆる分野から十分に開拓すべき貴重なフロンティアであり、

## 3つの基本的方向性と主要施策 手を着けてこなかった価値の実現への挑戦となる施策を実施していく。

### 海洋の活動を促進するための基本的施策の強化

- 海洋調査の推進
- 海洋情報の一元化
- 管轄海域の確保
- 海上保安業務の執行体制の強化
- 海洋の開発・利用・保全のための管理のあり方

### フロンティアへの挑戦

- 海洋再生可能エネルギーの開発
- 海事産業における最先端の技術開発
- 資源開発等に向けた戦略的展開
- 北極海航路
- ニュービジネスの可能性の追求

### 経済発展・生活安定の基盤の強化

- 離島の振興
- 海上輸送の確保
- 海洋由来の自然災害への対応
- 海洋環境の保全
- 海洋観光の振興

国民の理解

人材育成

国際協調

今後は、本方針を踏まえ施策の着実な実施、充実に努めるとともに、海洋基本計画に反映

- 東日本大震災や原発事故を受け、再生可能エネルギーへの期待が高まっている。
- 海洋再生可能エネルギーについて、これまで手を着けてこなかったものを含め、その十分な活用に向け取組や検討を進める必要がある。

## <課題>

- 沿岸域： 既に、鹿島港や瀬棚港において洋上風力発電施設が設置されているが、更なる推進を図るためには、他の利用との調整を円滑に図るシステムの構築や港湾における利活用方策の検討が必要。
- 沖 合： 広大な空間と安定した風環境を有しており、風力発電のポテンシャルは高いが、国内外において深水域でも対応可能な浮体式洋上風力発電の実績はない。

関係省庁と連携し、洋上風力発電を強力に推進

## 沿岸域（港湾）における取組

### ○今後の取組

- ・ 環境省と連携し、円滑な許認可手続き等の利用調整を行うための関係機関による協議会の設置や、港湾の秩序ある整備や適正な運営と整合を図り風力発電の立地可能な水域等を設定するなどの調整スキームを整備し、港湾区域における洋上風力発電の導入を推進。
- ・ あわせて、非常時における風力発電施設と蓄電池を活用した電力供給システムについての実証事業を平成24年度より実施予定。



## 沖合における取組

### ○今後の取組

- ・ 浮体式洋上風力発電の普及拡大に向け、関係省庁の行う実証事業等と十分に連携しつつ、安全基準の策定や国際標準化等の環境整備を実施中。
- ・ 洋上風力の設置、メンテナンスに最適な作業船の開発促進の方策について検討する。



- 世界有数の海運・造船国である我が国の産学官においては、省エネ・低炭素等に関する優れた技術が蓄積。
- これらの技術を最大限に活用し、環境分野等における新たな価値の創造に向けた取組を進める必要がある。

## <課題>

- 船舶からのCO<sub>2</sub>の排出規制は年々強化される方向。海運分野における地球温暖化対策が急務。
- 技術力を背景とした我が国海事産業の国際競争力の向上が必要。

- 天然ガス燃料船に関する船舶(ハード)・燃料供給(ソフト)に係る安全基準の検討、国際基準・標準化等を戦略的に推進し、早期実用化・導入に向けた環境を整備。
- 環境性能に優れた船舶の普及・促進を図るため、新技術の実用化に伴う障壁やリスクを取り除くための施策を検討。
- 海事産業における継続的なイノベーションの創出を図るため、技術開発の促進と人材の確保・育成を一体的に推進。教育→人材育成→イノベーションのスパイラルを描く産学官の構造を構築。

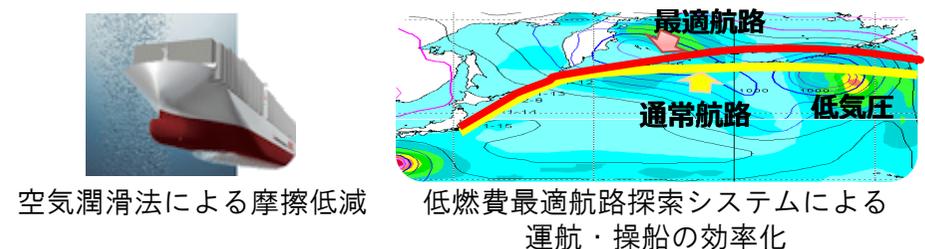
## 天然ガス燃料船の実用化



天然ガスの優れた環境性能と供給増による価格低下

国際海運における天然ガス燃料船の早期実用化による  
国際的なイニシアティブの確保

## 革新的省エネ技術の普及



海運分野における地球温暖化対策の確立が急務

ハード(船舶)及びソフト(運航・操船)の両面における  
新技術の積極的導入によるCO<sub>2</sub>排出の大幅削減

○海洋開発分野における高度な技術力を最大限に活用し、広大な管轄海域に眠る海洋資源開発への挑戦に向け、海事産業等の戦略的展開を支援する仕組みを検討する必要がある。

## <課題>

- オープンなグローバル市場の中で厳しい競争を行っている我が国海事産業の国際競争力強化のため、成長著しい新興国などの新市場や、海洋開発分野等の新分野への事業展開に官民挙げて全力で取り組む必要がある。
- 特に海洋開発分野では、我が国は、一部の技術については高い技術力を保持しているものの、具体的な海洋開発事業への参画実績は低調。
- 新たな海洋エネルギー・鉱物資源の開発にあたっては、資源の採取、精製、輸送、保管、出荷等の活動の拠点が必要。

- 受注能力の充実を図るため、新興国市場や海洋資源開発分野への展開等に官民一体で取り組む。
- 船舶に関する技術的知見に基づき、海洋資源開発に係る要素技術や安全性等評価技術についての研究開発を実施。
- 新たな海洋エネルギー・鉱物資源の商業化に向けた動向を踏まえつつ、これらの開発活動に必要な港湾機能や施設配置について検討。

### 海洋開発プロジェクトの獲得



PSV※

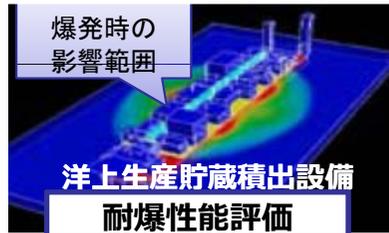
※石油掘削リグ等への資材輸送等を行う船舶

- ・大型浮体構造物、輸送船等を組み合わせた、パッケージでの大型プロジェクト参入を狙う。
- ・海外実プロジェクトへの資本参加を通じたオペレーションノウハウの取得。

### 浮体式液化天然ガス生産施設の安全性評価技術の開発



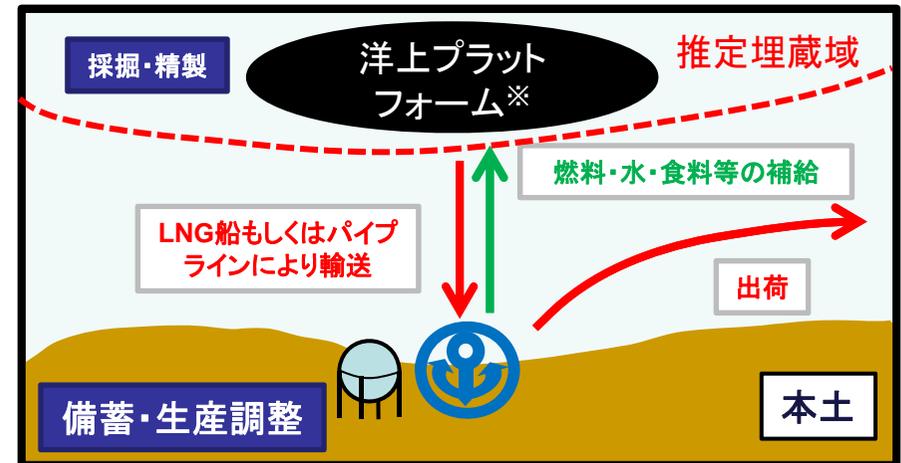
積出に係る安全評価



爆発時の影響範囲

洋上生産貯蔵積出設備耐爆性能評価

### (例)メタンハイドレートの開発イメージ



※現在経済産業省が実施中のメタンハイドレート海洋産出試験(事前掘削)は、船舶を活用したものである

# 北極海航路の利用に向けた準備(イメージ)

- 北極海航路は、欧州と極東を結ぶ代表的な経路『南回り航路』(マラッカ海峡、スエズ運河経由)の6割程度の航行距離であり、商業航路としての経済的効果が大きいと想定される。
- 地球温暖化の影響により北極海の海水が減少し、北極海の国際貿易航路としての可能性が高まっている。
- 経済面、安全面及び環境面での効果を確認しつつ、北極海航路の利用に向けた検討を行う必要がある。

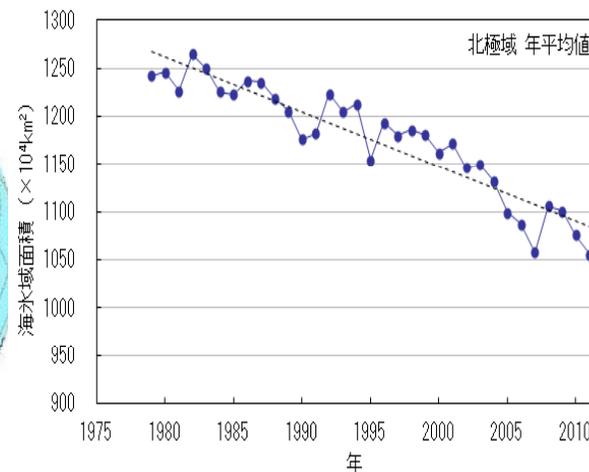
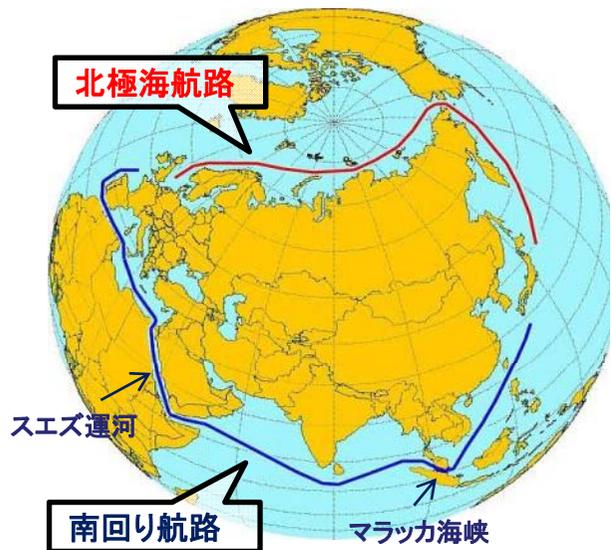


図: 北極域の海水域面積の年平均値の経年変化(1979年～2011年)

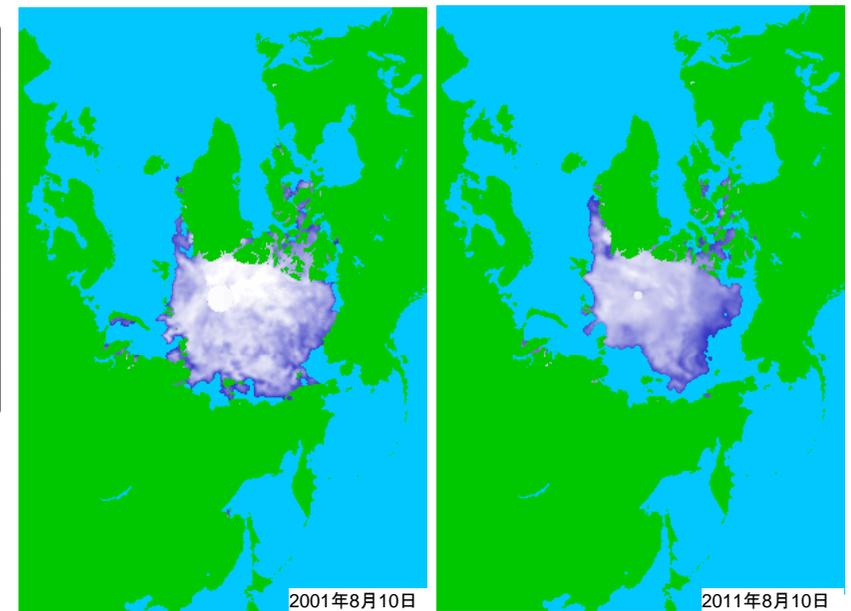


図: 北極域の海水分布図(2001年8月と2011年8月の比較)

北極海の海水面積は10年前に比べ、減少傾向にある

## ■ 横浜港からハンブルグ港(ドイツ)への航海距離の比較

- 北極海航路 : 約13,000km
  - 南回り航路 : 約21,000km
  - パナマ運河経由 : 約23,000km
- 約6割に距離短縮

<課題> 航路としての安全性や航行コスト、環境面の影響等について検討が必要。

北極海航路の活用に向けて、船会社や荷主と連携し、航路の実現可能性、貨物の集荷や技術的課題等について検討。また、北極海航路におけるアジア地域のハブ港として我が国港湾に必要な機能について検討。

出典: 気象庁HPをもとに国土交通省港湾局作成

# 海洋フロンティアにおけるニュービジネスの可能性の追求(イメージ) 国土交通省

○我が国が元気を取り戻し、更なる成長を遂げるためには、海洋フロンティアから新たな価値や手を着けてこなかった価値を実現するとともに、これらを新たな産業やビジネスへと発展させる必要がある。

## <課題>

- 最終需要者のニーズの把握
- 事業主体、資金調達、サービス提供主体等のビジネスモデル
- ビジネス拡大のための関係者間の連携 等

- 海洋情報については、産学官が一堂に会するフォーラムを設置し、海洋に関する情報へのニーズ、提供方法等への意見を求め、ニュービジネスの可能性等も含め海洋情報の活用法策を検討する。
- 海洋におけるニューツーリズム、港湾でのPPPの活用や港湾区域の空間等の高度利用、海洋プロジェクトへの参画、海洋調査産業の海外展開などの可能性を検討する。

(例)

